埼医業Ⅱ第 2684 号
令和８年２月２７日

郡 市 ・ 大 学 医 師 会 長　　殿
（地域包括ケアシステム担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　鹿　嶋　広　久）
（公印省略）

かかりつけ医機能報告制度に係る動画の公開について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、県保健医療部長から令和８年２月 18 日付、保政第 1003-1 号にて別添（写）のとおり、周知依頼がありました。

報告については県から２月１３日（金）を期限とされていますが、現在もＧ－ＭＩＳで入力・報告可能な状態となっておりますので、報告がお済みでない医療機関におかれましても、ご協力のほどお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

担当：埼玉県医師会 業務Ⅱ担当（関谷）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
MAIL：sekiya@office.saitama.med.or.jp

写

保政第１００３－１号
令和８年２月１８日

一般社団法人埼玉県医師会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子
（公　印　省　略）

かかりつけ医機能報告制度に係る動画の公開について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「かかりつけ医機能報告制度について（依頼）」（令和７年１０月１日付け保政第７０８－１号通知）で、かかりつけ医機能報告制度について周知依頼をさせていただいたところです。

このたび、本制度の対象となる医療機関向けに制度周知等を目的とする動画を公開しましたので御連絡いたします。

以上につきましては、貴会会員あて、下記について周知をお願いたします。

記

１　かかりつけ医機能報告制度の周知動画について

(1)　内容

制度の概要やオンライン報告の手順、今後のスケジュールなど。

(2)　動画再生時間

約１２分５０秒

(3)　視聴方法

埼玉県ホームページ「かかりつけ医機能報告制度」から御覧いただけます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kakaritsukei.html

２　その他

(1) 報告について

令和８年１月６日のＧ－ＭＩＳからの一括メール送信等により、今年度の報告については、２月 13 日（金）を期限として依頼しておりますが、現在も入力は可能な状態となっております。医療法上の期限は３月 31 日となっておりますが、内容確認の時間を確保するため、速やかな報告に御協力をお願いいたします。

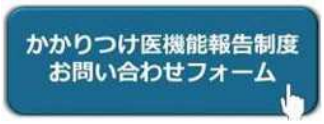
なお、報告のない医療機関に対しては、医療機関が所在する地域を管轄する県保健所あるいは医療整備課から、報告依頼を再度行うこととしております。報告と行き違いになることもございますが、ご承知おきいただければ幸いです。

(2) 問合せフォームの開設

埼玉県ホームページに問合せフォームを開設し、かかりつけ医機能報告に関する制度や報告内容、協議の場などの御質問や御意見を随時受け付けております。御不明な点や御意見等ありましたら、お気軽に御利用ください。

○アクセス方法

埼玉県ホームページ「かかりつけ医機能報告制度」に掲載されている右記ボタンからアクセスできます。




https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kakaritsukei.html

＜制度全般、協議の場に関すること＞

担　当　保健医療政策課　企画・構想担当　井桁・和田

電　話　０４８－８３０－３５２６

E-mail　a3510-13@pref.saitama.lg.jp

＜G-MIS 等による報告に関すること＞

担　当　医療整備課　医務・医療安全相談担当　大野・竹内

電　話　０４８－８３０－３５４２

E-mail　a3530-01@pref.saitama.lg.jp